

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成18年3月15日付鳥取県監査委員公告第2号及び第3号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告並びに平成19年3月26日付鳥取県監査委員公告第3号及び第4号で公表した平成18年度に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年1月29日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 藤 保
 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

1 平成17年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 試験研究機関の活動状況について</p> <p>(1) 研究活動について</p> <p>ア 実施体制について</p> <p>(中略)</p> <p>共同研究体の構成を要件とする公募型の競争的研究資金（公募により提案された研究課題を審査し、採択された研究課題について委託、補助等により研究資金を助成するもの）が多いため、外部資金の導入及び産学官連携の推進の点から、他の機関、他県、大学及び民間との連携を今後一層推進し、必要な共同研究を実施されたい。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 研究テーマの選定と外部評価について</p> <p>(中略)</p> <p>各試験研究機関の評価基準についてはおおむね類似していると思われるので、各試験研究機関間の評価結果の比較が可能となるように、評価基準の統一を検討されたい。</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 成果の活用について</p> <p>(中略)</p>	<p>産業技術センターについては平成19年度から地方独立行政法人となったため、今後は県からの一定の交付金と法人の自主裁量による外部資金獲得により県内企業のニーズに応じた研究や企業支援を実施することとなった。したがって、受託研究の受託料の考え方は、法人の経営判断に委ねられることとなる。</p> <p>また、産業技術センター以外の研究機関については、平成19年度予算編成作業において、間接経費が算入できるような受託研究はなかったが、今後、該当する案件があれば、収入確保努力に応じて予算計上に配慮をするなど、指摘の趣旨を踏まえた予算計上を図ることとした。</p> <p>平成19年中に標準的な評価基準を各機関に対し提示することとした。</p>

国内の公的機関が育成した登録品種の違法栽培、海外への無許可持ち出し等知的財産権が侵害される事件が起きているため、侵害事実を立証する遺伝子鑑定技術を開発する等県の知的財産権の侵害を防止する取組を積極的に図りたい。

(中略)

2 個人情報の保護の取扱い状況について

(1) 鳥取県個人情報保護条例等に基づく個人情報の取扱いについて

(中略)

鳥取商業高等学校の職員室のような状況は、各学校に共通する課題であると思われる。職員室は、生徒のデータの取扱いが多く、生徒が頻繁に出入りする部屋でもある。個人情報の厳重な管理という観点から、教育委員会は、各学校の実態を点検の上、職員室等の在り方について十分に検討し、その環境の改善に努められたい。

(以下省略)

農産物の無断栽培や、種苗の海外への違法流出を防ぐことを目的とした、福岡県農産物知的財産権センターに事務局を置く「農産物知的財産権保護ネットワーク(31道府県)」へ加入した。

このことにより、参加道府県で連携を取り、無断栽培をしないよう呼び掛けたり、海外で栽培された違法農産物や、国内で無断栽培された農産物の情報を収集することに活用している。

各校の個人情報の取扱いについて、平成19年3月1日現在の状況(3回目)を調査したところ、

- ・スクリーンセイバーやパソコンふた締め励行については、全校で実施済
- ・部外者の立入禁止措置や、職員室のレイアウトの変更については、各学校の現在の執務室の面積で対応できる範囲内で24校で対応済、9校で一部不適合であった。一部不適合となった9校での対応は、学校施設そのものの大規模改修を伴うこととなるものであり、これらについては、将来の施設の改築・大規模改修時に併せて対応することとした。

2 平成18年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 行政財産使用料の減免</p> <p>(1) 使用料減免手続の適正な執行について</p> <p>ア 行政財産の使用許可手続は、使用許可に係る条例、規則等をよく理解した上で、まず申請書の内容を審査・確認することから始まる。申請書に記載されている内容を添付書類により確認することはもちろんであるが、原則として現地を確認することが必要である。</p> <p>現地を確認することは、新規許可では当然のことであるが、継続許可分についても同様である。現地の状況の変化、当初許可時における何らかの見落とし等も考えられるので、現場を再確認するなど新規許可の場</p>	<p>今後、行政財産の使用許可を行う際は、申請書類の審査及び現地確認を十分に行い適正な事務処理を行うこととした。</p>

合と同程度の注意を払う必要がある。

各機関は、行政財産の使用許可に当たっては、新規許可分はもちろんのこと継続許可分についても、申請書類や現場をよく確認の上事務処理を行われたい。

イ 各機関は、行政財産の使用許可手続を行う場合、鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号。以下「使用料条例」という。)鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号。以下「公有財産規則」という。)その他の要領、通知に基づいて事務処理を行っている。その際、これらが網羅的に掲載されている「鳥取県公有財産例規集」(平成15年4月管財課発行。以下「例規集」という。)を事務処理のよりどころとしてよく活用している。しかし、この例規集は発行以来4年近くたっており、その間の条例等の改正や新たな通知等が反映されていない。管財課は早急に例規集の整備を行われたい。

ウ 監査をする中で、各機関から、土地に対する使用料の算定が難しいという意見が寄せられている。これは、土地に対する行政財産使用料は「基準額」に使用面積を乗じるなどして算出することになっているが、この「基準額」の算出に当たっては、固定資産税仮評価額を市町村に問い合わせたり、国税庁の通達を参照する必要があるなど、事務が煩雑であることもその要因であると思われる。管財課は、例規集の整備に当たってはこれらについて事務の流れを分かりやすく示したり、参照すべき通達等も掲載するなどの工夫をされたい。

エ また、行政財産の使用許可に係る規定や取扱いを周知する手法としては、財務会計等において行われているようにデータベースを構築し、この中で例規集や各機関からの問合せ事項とそれに対する回答を集積した質疑応答集(Q & A)を整備することにより、迅速な周知が可能と思われる。管財課は、関係する事務手順や例規等を収録したデータベースの構築についても検討されたい。

オ 監査の結果で示したような手続上の誤りについては、管財課を除く各機関においては財産に関する事務が日常的なものではないため、事務の習得が十分でないこともその要因として考えられる。管財課は、例規集の整備、データベースの構築に併せて、全庁的な財産事務の研修についても検討されたい。

カ 使用料減免の手続は許可手続と並行して行われるものであり、アからオまでの使用許可手続のそれぞれの意見が減免手続においても当てはまるものである。

各機関は、減免の手続においても、使用許可の手続

地方自治法の改正に伴い平成20年度に公有財産の取扱いに関する条例、規則、通知等の大幅な改正を行い、これらの改正手続の終了を待って新たな例規集の作成に取り組むこととした。

例規集を整備する際に、事務の流れや参照すべき通達等を掲載する工夫に取り組むこととした。

当面は例規集の整備を優先することとし、データベースの作成については例規集の整備が終わり次第、関係部局の意見を聞きながら検討することとした。

平成19年度から、関係部局に対し研修を実施することとした。

今後は、行政財産使用料減免手続において、伺いに具体的な適用条項を明記することを職員に周知徹底した。

と同様の注意を払って事務を行われたい。

(2) 行政財産使用料減免取扱基準等の適用について

ア 各機関は、減免取扱基準の適用に当たっては、団体の性格を正しく把握して、適正な条項を適用されたい。

イ 減免取扱基準の2では職員の厚生福利団体の事務所に供するとき等に限定しているが、法令の規定に基づくものは職員の厚生福利団体に係るものだけではないので、管財課は、この特定団体に限定している規定については削除する方向で見直しを図られたい。

ウ 減免取扱基準の3では減免の条件として「出資又は補助金が団体予算の30パーセント未満のとき。…減免率1/3」というように定められている。この表記でいけば、分子に出資金を当て、分母に団体予算を当てる計算も可能なようになっているが、その計算結果は意味のないものであると思われる。また、出資金と補助金のいずれも受けている団体に対してはどちらの割合を適用すべきかについては規定がない。このように、減免率取扱基準の3は規定の仕方が不明確であるので、管財課は、規定の仕方を明確にされたい。

エ 鳥取東高等学校のような事例は他の高等学校でも想定されうることである。この実態は、日常的に必要なというにはあまりにも少ないと思われる。減免事由に定められている日常的に必要なという要件は必ずしも実態と合っていないので、管財課は規定の仕方を再検討されたい。

オ 管財課は、職員等の県有敷地内駐車に関する具体的な事務処理について、学校現場からの問合せを中心に質疑応答という形でまとめている。しかし各機関に対しては通知されていない。

管財課は、事務処理の統一化を図るためにも、各機関に対して速やかに周知を図られたい。

カ 減免取扱基準及び教育減免基準において基準の定め方が不明確であったり、別に定めることとなっている減免率が定められていない項目があるので、管財課及び教育委員会は、それぞれ明確にされたい。

(3) 使用料減免の取扱いの公平性の確保等について

ア 業者が、食堂及び売店として県有施設を使用する場合の使用料の減免については、県庁舎や総合事務所を使用する場合（全額免除。なお、県庁舎の売店については、平成18年度に公募を行い、売店事業実施事業者から使用料の全額支払いの提案があったため、減免していない。）と、高等学校を使用する場合（2分の1免除）で減免率に差が生じている。しかし、業者は食堂等の利用者が限定されている中で価格設定や地産地消のメニューに配慮しており、経営は非常に厳しい状

今後、減免取扱基準の適用に当たっては、適正な条項を適用することとした。

平成20年度に公有財産規則の減免規定の見直しを行うこととしており、公有財産規則の改正に併せて減免取扱基準の見直しを行うこととした。

出資団体については、出資額又は補助金額のいずれか団体にとって有利となる計算方法を適用することとし、規定の明確化については減免取扱基準の見直しの際に整理することとした。

減免規定の適用状況を再調査した上で、減免取扱基準の見直しを行うこととした。

現時点で蓄積している質疑応答の見直しを行った上で明文化し、関係機関へ周知することとした。

減免取扱基準の見直しの際に、双方が調整を図って改正することとした。

他の減免取扱基準との公平を保つため、管財課が行政財産使用許可等を見直す時期に合わせて、教育減免取扱基準を見直すこととした。

況である。特に学校の食堂や売店は利用者が生徒であることから、低廉な価格設定が行われているため収益が低くなっている状況である。

については、教育委員会はこれらのことを勘案し、業者が使用する場合も全額免除の取扱いができないか検討されたい。

イ 食堂及び売店に係る使用料の減免については、減免取扱基準、教育減免取扱基準のいずれも知事特認で減免しているが、総合事務所や学校等で共通する事項であるため、知事特認ではなく、独立した減免基準の項目を設定し、その中で定めるべきではないかと考える。管財課及び教育委員会はこの点についても検討されたい。

ウ 行政財産と普通財産では、居住地から勤務地までの距離によって、駐車場を使用（利用）できる者の範囲が異なっているが、行政財産と普通財産でこのような差を設ける合理的な理由はないように思われる。管財課は、両者の取扱いを統一することを検討されたい。

(4) 使用料減免の額の算定について

今回の誤りは、監査の結果でも述べたとおり、申請書の添付図面や現地の状況の確認が不十分であったことから生じている。

各機関は、継続許可に当たっても、添付図面や現地の状況を適宜確認するなどして、適正な事務の執行を心掛けられたい。

(5) 使用料減免に関連したその他の検討事項について

ア 地方財政法は、地方財政の健全性を確保するために定められている法律であり、同法第24条では国に対して使用料の支払いを義務付けているものである。国に対する行政財産使用料は無条件に減免されるものではなく、同法第24条ただし書にあるように、公益上必要であると判断し、議会の議決を経た場合には減免できることになっている。なお、個々の議決に代え、条例で包括的に規定することが直ちに違法とは解されないという考え方もある。管財課は国の機関に対する減免について、地方財政法の規定等を踏まえて検討されたい。

イ 行政財産の使用許可は、行政財産本来の用途又は目的を妨げない限度で認められるものであり、その使用許可の範囲は、公有財産規則第10条第4号に、「国、他の地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。」と定められている。

中部総合事務所及び西部総合事務所は、入居している団体について、県の業務との関連性、総合事務所に

平成20年度に公有財産規則に規定する減免規定の見直しを予定しており、公有財産規則の改正に合わせ減免取扱基準の見直しを行うこととした。また、教育委員会では教育減免取扱基準についての見直し時に合わせて検討することとした。

平成20年度に統一する方向で検討することとした。

今後、行政財産の継続の使用許可を行う際は、申請書類の審査及び現地確認を十分に行い適正な事務処理を行うこととした。

今年度、県の要請に基づき国が実施する事業等に係る公有財産の貸付け等県及び県民に利益の大きいものについて、減免等の手法を検討することとした。

西部総合事務所では、今後、団体の入居により行政目的を果たすことが困難な状況（執務スペースの狭隘、会議室の不足）が生じることが見込まれる場合は、入居団体へ状況の説明や協議を十分に行い使用面積の縮小又は事務所の移転について理解を求めることとした。

中部総合事務所も西部総合事務所と同様の

事務所を構える必要性等についても勘案し、総合事務所の本来の行政目的を果たすことが困難となるような状況が続くようであれば、既に入居している団体に対して十分に説明の上、移転について理解を求めることも検討されたい。

ウ 総合事務所内の異なる部局相互間の行政財産の使用に係る手続は、いわば内部手続であり、申請・許可の手続は本来不要と思われる。しかし、財産の所管が異なる部局が使用するため、その経緯を書類で残しておく意味において何らかの手続は必要と思われる。

管財課は、このような場合の手続の方法を速やかに定められたい。

(6) 総括的意見

ア 行政財産使用料の減免に係る規程等の整備について行政財産を含む県有財産は、県民の税金で取得された貴重な県民の財産であり、その管理は法令等に基づいて適正に行われなければならないものである。

しかし、行政財産使用料の減免に係る事務処理を行う基準として定められている減免取扱基準には、減免率の規定の仕方が不明確であったり、他の法令等との整合性がとれていないといったようなことがあった。

さらに、財産関係の例規集が4年近くもの間、未整備のままであり、また事務処理に係る質疑応答集(Q & A)等を収録したデータベースが未構築であった。

このため、事務処理を行う担当課が詳細な事務手続を確認しようとしても容易に確認できないということが現在も続いている状況である。

このようなことから、行政財産使用料の減免に係る事務処理に誤りが多く発生しているものと思われる。

については、管財課は、このたび改正された地方自治法やその他の関係法令との整合性を図るよう、減免取扱基準をはじめとする全ての関係規程等を早急に見直して整備されたい。また、それらの関係規程を分かりやすく編集し、職員が使いやすい例規集として整備するとともに、財務会計等で行われているような事務手順や例規等を収録したデータベースの構築について、速やかに取組まれたい。

イ 行政財産使用料の減免を含む適正な財産管理事務の執行に係る研修の実施について

職員にとっては、行政財産に係る事務が日常的でないこともあって、事務処理手続の遅延、使用面積や使用料減免額の算定間違いなど基本的なことについての単純な誤りが多く見受けられた。

これは、県有財産を取扱う職員の財産管理の重要性の認識が十分でないということ及び事務処理に係る研

措置を取るが、事務所の狭隘による執務環境の悪化と倉庫等の不足(遠隔地の空室を使用)から抜本的な見直しが必要であり、管財課等関係所属に改善を要望することとした。

道路法による占用許可等法令に基づく手続を除き、公有財産規則の見直しに合わせ簡素化することとした。

平成20年度に公有財産の取扱いに関する条例、規則、通知等の改正を行うとともに、次の段階として新たな例規集の作成に取り組むこととした。

なお、データベースの構築については例規集の作成後関係部局の意見を聞きながら検討することとした。

平成19年度から、関係部局に対し研修を実施することとした。

修の機会が今まであまり設けられていなかったということに起因するものと思われる。

については、管財課は、県有財産を取扱う職員に対して、財産管理の重要性の啓発も含めた財産管理事務の適正な執行についての研修を実施されたい。

ウ 財産管理の推進に向けた体制の強化について

現在の厳しい財政状況の中であって、県の行財政に占める財産管理の重要性は、今後、益々高まっていくものと思われる。

しかしながら、財産管理に係る本県の方針を定めて、それを推進していくべき主管課である管財課の業務体制は、現在のままでは必ずしも十分であるとは言えないものとする。

については、県は、管財課が財産管理を所管する司令塔として、その役割を十分に果たし円滑な業務の推進ができるよう、体制の強化について検討されたい。

2 エレベーター及びエスカレーターの保守管理について

(1) 保守管理委託契約の適正な執行について

ア 県有施設の適切な維持・保全と効率的な運用を図るため、平成18年度から管財課により、「施設管理マネジメントデータベース」が開設され、モデル的な契約書・仕様書の様式が示されているので、各施設を所管する県の機関（以下「各機関」という。）は参考とされたい。ただし、このデータベース上では、フルメンテナンส์契約についての契約書・仕様書のモデル的な様式は示されているが、パーツ・オイル・グリス契約については示されていない。

管財課は、今後、速やかにパーツ・オイル・グリス契約についても示されたい。

イ 各機関は、法定点検の実施予定時期や実施方法（定期点検との違いを明確にする。）を契約書又は仕様書に明記されたい。

ウ 各機関は、契約日付や契約保証金免除条項にも十分注意を払い、適正に処理されたい。

エ 保守管理の方式についてF M契約かP O G契約かを選択する際には、両者の違いを十分理解の上、エレベーターの設置後の経過年数、利用頻度、機器の消耗度などを考慮することが必要である。特に、エレベーター等を新たに設置する（以下「新設」という。）場合には、新設後当分の間は部品の交換等の必要性が少ないことから、新設後の一定年数をP O G契約とすることは有効と思われる。

平成18年度にすべての県有施設の財産管理と計画的な営繕執行が可能となるよう、県有施設のマネジメント事業を導入し、定数増を行うとともに外部委託可能な通常の施設設備保守管理についてはこれらをアウトソーシングし、管財課正職員の負担軽減を行った。

平成19年度には、従来の電気係と機械係を整理し、施設係と保全係に組織改正するとともに、さらに定数増を行った。

また、地方自治法の改正により財産管理に新たな方式が規定されたこと等に対応するため財産係に定数増を行ったところであり、概ね体制強化は図られてきたと考える。

マネジメント事業で各業務の一般的な契約書や仕様書の様式を提示しているが、エレベーターのP O G契約（パーツ・オイル・グリス契約）の様式については提示していないので、速やかに追加することとした。

今後は、モデル的な契約書や仕様書を参考に見直すこととした。

平成19年度の契約分から契約日付や契約保証金免除条項にも十分注意を払い、適正に事務処理を行うこととした。

今後各施設では、発生しうる故障及び部品交換、設備の維持、経費面等総合的に比較検討した上で、契約方法を決定することとした。

また、管財課ではF M契約（フルメンテナンส์契約）とP O G契約（パーツ・オイル・グリス契約）の特徴を比較し、施設ごとに適した契約を提案することとした。

このため、エレベーター等を新設しようとする場合には、各機関は、FM契約だけでなくPOG契約についても併せて検討し、比較考量の上、総合的に判断して契約の方法を決定されたい。

また、経費の削減を図るため、エレベーター等の施設の建設と使用期間中の保守管理を合わせた契約をエレベーター等の新設時に締結する方法も有効と思われる。

管財課は、これらの契約の方法について、十分検討し、各機関を指導されたい。

(2) 履行確認の適正な執行について

ア 各機関は、履行確認は契約の適切な執行を確認する上で重要であることを十分認識し、契約書又は仕様書に履行確認の規定を必ず設けられたい。

イ 各機関は、保守管理者による点検終了後、現場で履行状況を確認されたい。特に年1回の法定点検には立会のうえ、終了時には極力各階の扉の開閉状況や非常時呼出が機能しているかなどについて確認を行うようにされたい。

ウ 保守点検終了後に提出される保守点検報告書は、エレベーター等の機器の安全管理にとって極めて重要なものであるため、各機関は、報告書の取り扱いについて契約書に規定されたい。

エ 各機関は、保守管理者の保守点検報告書の提出後速やかに施設内で供覧されたい。また、年1回の法定点検の結果は各施設の所管課まで報告されたい。

オ 建築基準法第12条が平成17年度に改正施行され、県の建築物に設置されたエレベーター等の年1回の法定点検が義務付けられたことを担当者が承知していない施設がかなり見られた(法定点検が義務づけられる以前から、どの施設においても保守管理者により法定点検に相当する精密点検が行われており、法令に違反する状態は起こっていない。)

法定点検は、エレベーター等の安全性にかかわる重要なものであることから、管財課は、関係法令等について、景観まちづくり課と連携し、各機関に対して周知徹底を図られたい。

(3) 経済性・効率性の確保について

ア 1者随意契約を行っている施設を所管する機関は、競争性の確保に留意し、経費の削減を図ることを検討されたい。

今後は、契約書又は仕様書に履行確認の規定を設けることとした。

今後は、履行状況を確認するとともに、定期点検には立会し、扉の開閉状況、非常呼出機能等の確認を行うこととした。

今後は、保守点検報告書の取扱いを契約書に規定することとした。

今後は、保守点検報告書を施設内で供覧するとともに、所管課へ報告することとした。

建築基準法第12条の定期点検の周知は建築基準法を所掌している景観まちづくり課及び建築主事を置く特定行政庁の所管と考えている。管財課としては、通常点検と定期点検の違いを明確に区別できる点検様式を示し連絡会議等で説明することとした。

東部総合事務所生活環境局が管理している県営住宅行徳団地について、保守管理のうちエレベーターの点検は県が行い、修理については団地住民が行うこととしており、保守管理者とは双方の契約を合わせてフルメンテナンス契約を行っている。保守管理者と協議した結果、団地住民が行っている修理部分

イ 複数年契約については、経費の削減が図られた状況が見られたので、複数年契約を行っていない施設を所管する機関は、単年度契約から複数年契約とすることを検討されたい。

ウ 省エネルギーに取り組んでいない施設を所管する機関、特に緊急時対応の必要がないにもかかわらずエレベーターに24時間通電しているような施設を所管する機関については、エレベーター製造業者や保守管理者とも相談し、費用対効果を十分検討の上、節電タイマーの設置等、何らかの節電対策に取り組むよう努められたい。

エ 管財課は、今年度から実施している施設管理マネジメント事業（県有施設の一元管理化）を着実に実行するとともに、エレベーター等の保守管理業務委託料の経費の削減と事務の効率化を図るため、早急に東・中・西部の地区ごとの同一製造業者のエレベーターを有する施設について、一括契約を結ぶといった方法についても検討されたい。

併せて、管財課は、全県や東・中・西部の地区ごと、あるいは同一製造業者のエレベーターを有する施設ごとといった区分で、定期的に情報交換の場として担当者会議を開催するなどして、一層の経済性・効率性の確保を図るといった、機関相互の連携について検討されたい。

(4) 安全性の確保について

ア 契約書又は仕様書に平常時や非常時の対応を規定していない施設を所管する機関は、県と保守管理者の責任範囲を明確にするため、規定を設けられたい。

イ 少数ではあるが、緊急対応用フローチャート（流れ図）を作成し、貼付している施設（とっとり花回廊、米子コンベンションセンター）があり、大変分かりやすかった。緊急対応用の分かりやすいマニュアル（行動指針）やフローチャートを作成していない施設を所管する機関は、保守管理者と相談の上これらを作成し、その要点を見やすい所に貼付するなど、緊急時には関係者が円滑に対応できるようにされたい。

ウ 管財課は、事故予防の見地から、現在は施設ごとに管理されている事故や不具合情報について、全庁的な情報の共有化を図ることを検討されたい。

エ 地震による同時多発的な閉じ込め事故の発生等、保守管理者や広域消防局が直ちに来られないような事

のみの契約はできないとのことであり、県は団地住民が契約する者と同一の者と契約せざるを得ない状況にあり、今後対応を検討することとした。

今後は、複数年契約とすることとした。

保守管理者と相談し、可能な対策があれば実施することとした。

施設管理マネジメント事業で、エレベーターなど施設管理に関する業務内容、契約方法等について検討を行い、その結果に基づき内容の見直しを行い、順次実施することとした。

また、平成18年度より施設管理者を対象にした「保全業務連絡会議」を開催しており、今後も継続して開催する。なお、この会議の場でエレベーターを含んだ施設管理のあり方を説明するとともに相互の情報交換を行い、情報の共有化を図ることとした。

エレベーター保守管理者と協議の上、規定を設けることとした。

マニュアル（行動指針）やフローチャートを作成し、見やすい所に貼付することとした。

保全業務連絡会議の場で説明するとともに、管財課の施設管理データベースに登録することとした。

今後は、保守管理者とも相談しながら訓練等を実施することとした。

態が発生した場合には、救出者等の落下、感電等の二次災害に十分注意した上で施設職員による閉じ込められた利用者の救出が求められる。そのため、各機関は、保守管理業者の指導のもとに年1、2回程度は施設職員による閉じ込め救出訓練や研修を実施されたい。その場合、定期的な防災訓練などと併せて実施することも検討されたい。

オ 倉吉市周辺のエレベーターを有する15施設については、保守管理業者の営業所が付近にはなく、最寄りの営業所は鳥取市か米子市に所在しているため、どちらから来るにせよ少なくとも車で1時間程度を要する。そのため、特に厚生病院は患者や緊急を要する医師をはじめとする医療関係者が閉じ込められる場合を想定し、施設の担当職員（機械技師等）で緊急対応ができるように定期的な訓練の実施や、地元消防局への救出の依頼を検討されたい。

(5) 障害者等への配慮について

ア 条例に該当する施設については、設計段階から地域の障害者団体などに意見を聞く機会が設けられているが、施設の供用開始後は特に障害者等の意見を聞くような機会は設けられていない（障害者等に限らずに定期的に利用者懇談会を実施している施設はある。）。各機関は、エレベーター等の利用に関して、地域の障害者等から意見を聞くため、機会を設けてアンケートを行ったり、意見交換会を開催することについて検討されたい。特にエスカレーターについては、標準の速度（30m/分）では高齢者にとって速すぎるのではないかと意見もあるため、高齢者からも意見を聞くことについて検討されたい。

イ 緊急時の対応（外との交信の仕方、地震の時のエレベーターの動きなど）については、特に丁寧に表示してあるエレベーターは見当たらなかった。各機関は、緊急時の対応方法についてのエレベーター内の表示は、子どもでも理解できるように図示するなど分かりやすくするよう工夫されたい。また、地震や火災時等緊急時のエレベーター内のアナウンスについても老人や子どもにも分かりやすいものとなっているか点検されたい。

ウ 外国人が訪れる施設を所管する機関は、最低限の注意事項について、英語等による表記を行うことを検討されたい。

なお、県営住宅行徳団地については、保守管理業者と協議したところ、閉じ込め救出については保守管理業者が至急対応できる状況にあるとともに、団地住民が対応することは危険と思われることから、救出に関しては保守管理業者へ任せられる方向で検討することとした。

閉じこめ救出のための研修を実施するとともに、消防局と協議を行うこととした。

今後、障害者や高齢者からアンケート等意見を聞く機会を設けることとした。

なお、図書館では閲覧室及び多目的トイレ内に「利用者の意見箱」を設置しており、特に多目的トイレ内の箱の意見は多くは障害者からのもので、エレベーターに関する意見を述べる機会は設けていると考えているが、改めてアンケート等を行う必要があるか検討することとした。

各施設で表示の工夫やアナウンスの点検を実施することとした。

なお、表示方法等についてエレベーター協会にも相談することとした。

最低限の注意事項について英語等の表記を行うことを検討することとした。